

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	久保谷	石原	起案	27・4・15
						決裁	27・4・16
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会		
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 1 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ		
開催日時	平成 27 年 4 月 15 日 (水) 午前 10 時 0 分 ~ 午前 11 時 30 分		
開催場所	議会第 1 会議室		
出席者	文化会館長	人権推進課長	地域福祉課長
	高齢介護課長	こども育成課長	スポーツ振興課長
	森林づくり課長	農産課長	産業政策課長
	観光課長	生涯学習課長	図書館長
	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)		
	事務局	公共施設再配置推進課主査	
議 題	1 利用者負担の適正化に係る事務の進捗について		
	2 本年度の予定について		
配付資料	資料 公共施設の利用者負担の適正化に係る事務の進捗及び今後の予定		
会 議 結 果			
① 本ワーキンググループ (WG) は、副市長 (政策部担任) を総括責任者とする公共施設再配置計画推進会議のWGであり、施設使用料の見直しにあたって全庁的な対策チームを設置する必要性から設けたもの。本年度は、本WGで庁内調整を図っていく。			
② 本資料については、各施設からの回答を転記したもの。4月20日の重要事項ヒアリングでも使用するので、修正等があれば対応する。			
③ 本年度の現時点での事務スケジュールは次のとおり ・「広報はだの」特集記事を掲載 (5/1号) ・減免の判断基準となるガイドラインの策定 (5月下旬) ※次回WG開催予定 ・使用料金額の調整 (~9月) ・「広報はだの」特集記事を掲載 (9月~10月) ・12月議会に向けた議案提出準備			
④ 使用料額等の詳細が出てくるのは、早くても9月頃になる見込みである。付属機関への諮問を9月以前に予定していた施設については、時期を調整したい。			
⑤ 施設によって「諮問」「報告」などの違いあり、統一性が無いのではないかと。 ⇒ 設置根拠や付属機関の所掌事務の違いであると考えているが、各施設において使用料の改定は諮問すべき事項になっているか、過去の例なども含め、確認していただきたい。資料中、現時点で単に「報告」となっている施設の記載は「協議」としておく。付属機関との関わり方については、今後調整する。			
⑥ 減免について、ボランティアの扱いはどうか。 ⇒ 市の事業や直接的奉仕の内容であれば、引き続き、減免対象となると考えている。単に「ボランティア」とすると範囲が広く、「徹底的に減免の本旨に立ち返る」という姿勢で事例集などの形にしていく。			
⑦ 自治会連合会や体育協会など、全庁的に一括して説明する機会が必要ではないかと。 ⇒ 原則は所管課による説明をお願いしたいが、自治会連合会への説明の場については、今後、自治会所管課とも調整する。			
⑧ 新たに開放する施設には、限られた人しか使わない施設もある。 ⇒ 開放しても、それほどの収入が得られないと思われる施設もあるが、使用料を設定し、周知することで、より多くの人に使っていただく機会が生まれるということも重要である。			

- ⑨ 新たに開放する施設も団体利用を原則とするのか。  
 ⇒ 他施設を利用していた団体が移行してくる場合など、取扱いが異なると不便が生じる場合もある一方で、新たに開放する施設では団体登録などの事務量の増も懸念される。今後調整していきたい。
- ⑩ 改正条例は一括化するのか  
 ⇒ 「一括」というのは、時期的な「一括」であるという認識である。改正条例を一本化すると、議案の審議が複雑になり、現実的でない。また、所管課としては、使用料以外の部分を同時改正したいという希望もあるだろう。
- ⑪ 将来的な使用料の「再改定」についてはどのようなか。  
 ⇒ 管理運営費の3割を目指すための使用料の設定であるので、当初の改定額でも3割に到達しない場合には、再改定によって負担割合を増やしていくのが原則である。ただし、再改定については、初回の改定による影響（収入額・利用者数）を判断してからということになる。
- ⑫ 施行日について、仮に平成28年4月とする場合、施設によって予約開始の日が異なるので、予約期間が一番長い施設を基準として全庁的に合わせた方が周知期間も長く取ることができると思う。  
 ⇒ 施設予約システムとの関連もあるので、今後WGの中でも協議していく。
- ⑬ 一律の計算式での算定になじまない広場などの使用料の算定に関して、計算方法を示せないか。  
 ⇒ 時間単位で使用するものは、全体のコストを面積で按分するのではなく、そこにかかるコストだけを用いて算定してほしい。また、稼働率50%を設定できないプールなどは、別途調整していきたい。
- ⑭ 使用料の改定に合わせ、利用環境の向上を目的とした平成27年度の予算要求がなかなか通らなかった。財務部とも調整して欲しい。  
 ⇒ 利用環境の向上のための投資が必要ということは、財政担当課も承知しているが、平成27年度及び28年度の予算組みが一番きついということも聞いた。やむなく予算を付けられなかったものもあると思うが、引き続き調整を重ねていきたい。

備考	
----	--